

介護保険制度改正の見直しを求める意見書

厚生労働省は、社会保険審議会介護保険部会において、「介護保険の見直しに関する意見」を取りまとめた。

しかしながら、見直しが検討されている介護保険制度では、「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する「新しい地域支援事業」に移行するものである。この事業は、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて行うもので、市町村の裁量が今よりも大きくなり、介護サービス事業者以外にも、NPO、民間企業、ボランティアなど、多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが提供される体制の構築が必要であるが、そういった担い手が育っていない地域も多く、地域によってサービスの質に大きな格差が生じ、介護サービス基盤が脆弱な市町村においては、サービスの低下を招くことが危惧される。

また、介護サービスの自己負担が、一割負担から二割負担となった場合、自己負担の高額化により、サービスの利用を控える要支援者や要介護者が急増し、在宅での生活が困難になったり、或いは、認知症が悪化することなども懸念される。

要支援者に対する介護予防事業がしっかり進めば、要介護者の増加も抑制できるが、サービスの低下によって要介護者の増加を招き、さらには、市町村の介護保険財政を圧迫することにもつながる。

よって、国が検討している介護保険制度の改正については、次のとおり見直しを強く要望する。

記

一 要支援者を介護予防給付から地域支援事業に移行することにより、介護サービスが不均一となり、社会保障制度として公平性が維持できなくなるため、従来どおりの介護予防給付を継続すること。

二 要支援者、要介護者が、介護サービス利用時に負担する割合を二割にすることにより、自己負担が高額となり介護サービスの利用を控える要因となるとともに、介護者への負担が増大することとなるため、引き続き、一割負担を維持すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年三月十九日

岐阜県養老郡養老町議会議長
田中 敏弘

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣